

レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟

裁判官に「声」を届けよう

FAX要請(院長署名)にご協力を

レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟に取組む神奈川訴訟原告団と大阪訴訟原告団は、強制的に仕事を切り上げ、地域医療を崩壊させるような行政は、行政の名に値せず、断じて認めるわけにはいかない」との立場で、9月以降に行われる口頭弁論に向け、ファックスによる会員要請署名に取り組みことを決めた。

この署名は、裁判を闘っている神奈川、大阪をはじめ全国の医科、歯科保険医が、義務化撤回訴訟に大きな関心を示しており、義務化の無効を強く望んでいる会員の「声」を裁判官に届け、

強くアピールしていくことを目的としたものであり、神奈川・大阪の両原告団は、多くの会員に署名の取り組みへの参加を呼びかける。

『全国保険医新聞』では次号に署名用紙を掲載

■神奈川訴訟

第1回口頭弁論…9月9日14時～15時、横浜地方裁判所

■大阪訴訟

第2回口頭弁論…9月25日13時15分～13時半、大阪地方裁判所

オンライン義務化で日本難病・疾病団体協議会(JPA)と懇談

冒頭、住江憲勇会長より「医師・歯科医師のオンライン請求義務化問題として患者のプライバシーを守る観点から、情シを守る観点から、迅速に裁判長あて団体署名や患者署名運動に協力できない。厚労省による名や患者署名運動に協力した理由の開示を国が拒否したことや、自主返還名目での返還の強要が、違法な職務行為に当たるとして、青森県の歯科医師、成田博之・同県保険協会理事(保連理事)が国を相手に損害賠償を求めた、成田国倍訴訟の第4回口頭弁論が7月29日、青森地方裁判所弘前支部で開かれた。

今回の弁論では、「保険医療機関は再指導や監査へ移行させられることをおそれ、不服があっても自主返還に応じざるを得ず、自主返還は事実上の強制となっている」との原告の指摘に対する、被告の主張が焦点となった。

被告側は準備書面で、自主返還に応じるか否かはあくまで保険医療機関の任意であり、自主返還に応じないことが個別指導の選定要件や、監査の要件に該当することはない

主張

新型インフルエンザ感染者は継続して増加しており、医療機関での受け入れ体制を確保することが喫緊の課題である。

同時に二次感染した場合の保障のため、感染症対策に従事する医師から、当会の保険医休業保障共済制度(以下、休保制度)の新規加入再開を求める声が増しに強まっている。

来る総選挙では、医療・社会保障予算の総枠拡大により医療崩壊を食い止める具体的な手立てを講じられるようになると同時に、地域で医療関係者が連帯し、感染症対策に立ち向かい、

地域医療を継続している医療従事者を支援することが国民の願いである。

長年地域医療を支えてきた休保制度は、2006年の保険業法改定により民間保険会社と同じ「保険業」の枠組みに置かれた。規制の開放を求めて圧力をかけてきたことが背景にある。

圧力をかけた側の米国内ではAIGなど金融大手資本が破綻寸前に陥った。米国の市場原理主義に追随してきた日本の政治・経済の体制や流れを大きく転換させることが必要である。

この間、保連連は、厚労大臣や与野党議員に休保制度の趣旨や社会的役割を説明し一刻も早く保険業法の適用除外とするよう要請してきた。

先の国会で、自民党はP

市場原理主義と決別し、助け合いの制度を守る政治を

制度を運営できるようにする法律案を提出した。結果として両党案共、廃案となったが、休保制度をはじめ自主共済を適用除外とするものではなかった。

共産党・社民党・国民新党などは、すべての自主共

「自主返還」の矛盾を露呈 成田国賠訴訟弁論で国側

JPA役員である岸澤千代子副代表(全国膠原病友の会)と坂本秀夫常務理事(全国多発性硬化症友の会)は、「政府によるレセプトオンライン請求義務化実施の真の目的について、ご説明いただいた問題は理解できない」として、「一般の問題点を正確に理解することは難しい」と患者にとりレセプトオンライン化と医療IT化を区別することは困難だ。難病患者の立場からすれば、全国どこでも一定レベルの医療を受けたというところであり、そのためのIT化は必要だと思ってしまう」と述べ、一般の患者がレセプトオンライン義務化への協力を要請し、今後も懇談等の場を持つことを確認した。

これに対しては、今岡健裁判長から「社会保障事務局は『不正』であるとの認識の上に、自主返還を指導しているのだから、保険医療機関が指導に必ず自主返還しない場合に、個別指導の選定要件である『改善が認められない』場合に当たる」との判断はあり得るので「はい」と質問。自主返還に応じないことが個別指導の理由となることではないとする被告の主張に疑問を呈した。

これに対して、被告側は、「改善されたかどうかは、自主返還に応じたかどうかではなく、提出された改善報告書の内容で判断している」と釈明したが、裁判長は被告側に「改善が認められない」として、次回期日までに書面にして説明するよう求めた。

行政指導では強制できない返還命令を「自主返還」と造語して行ってきた国、厚労省は矛盾を突

『月刊保連』9月号 読みどころ

特集 女性医師・歯科医師の働く環境改善をめざして

女性医師の労働環境改善は、男性医師を含む医師全体の人的な労働環境の改善、安全な医療の提供につながる。特集は女性医師・歯科医師が働き続けるための課題を検討し、医療の安全と健やかな医師の生活確保に向けた取り組みの現状を採った。

憲法と男女共同参画社会の進展と逆流(杉井静子) / ワーク・ライフ・バランスを考える(藤田宏) / 女性医師の働く環境改善に向けた運動と課題(板井八重子) / 仕事も家庭もあきらめない(松浦美智子) / 女性医師支援から全職員のワークライフバランスへ(清野佳紀) / ショッピング(岩崎滋樹)



成田博之理事と裁判の行われている青森地裁弘前支部

また、今回提出された被告側の準備書面で、国は、「個別指導と監査、それぞれは行政処分(指定取消処分等)は、それぞれを別々にし、個別指導から監査、行政処分(指定取消処分等)に向けた「行政指導の連鎖が生じる仕組みは、何処にも成立していない」と主張。個別指導の理由を開示しないこと、理由として、国側が当初から展開していた「個別指導は監査に先立つ不正不当を取り締まるもの」との主張と矛盾するかのような立論を行った。

今回の弁論は9月30日に開かれる。